

一般廃棄物中間処理施設整備に係る合意事項

R2.2.21 令和2年第1回名寄地区衛生施設事務組合管理者・副管理者会議
(上川北部地域ごみ処理広域化対策協議会名寄ブロック市町村長会議)

1 整備順位

令和3年度 焼却施設着手(令和2年度地域計画提出)

令和8年度 工事完了

令和9年度 供用開始、資源化施設整備、し尿処理施設の建設に着手

2 財源

環境省循環型社会形成推進交付金の活用を基本として焼却施設整備に取り組み、防衛省補助については、随時、防衛局・道庁との調整により活用をめざす。

【R2.11.27 令和2年第2回管理者・副管理者会議内容修正】

焼却施設は環境省交付金で整備に取り組み、焼却施設整備完了後に計画の資源化施設での活用に向けて防衛局と協議を進める。

3 建設予定地

名寄市旧清掃センター解体跡地とし、所有を組合に移管し、解体を交付金事業対象として、解体経費の交付金相当分以外については名寄市負担とする。

【R2.11.27 令和2年第2回管理者・副管理者会議内容修正】

交付金事業上、解体と施設整備を一体として行うものであれば交付対象となり、財産の所管については問わないとの確認がとれたことから、財産の移管はせずに整備を進める。

4 負担割合(資源化施設含む)

建設費:均等割30%、人口割70%

運営費:均等割30%、実績割70% ※初年度は実績がないため人口割

5 その他

基本設計において決定する。